保福障支第５３９９号
令和２年３月６日

就労移行支援事業所
就労継続支援Ａ型事業所
就労継続支援Ｂ型事業所
管理者　様

さいたま市保健福祉局福祉部
障害支援課長　西渕　亮
（公印省略）

新型コロナウイルスへの対応に伴う就労移行支援事業所や就労継続支援Ａ型・Ｂ型事業所における臨時的な取扱いについて（通知）

平素は、本市の障害福祉行政の推進にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、このたび、別添のとおり、厚生労働省社会・援護局障害福祉部障害福祉課より令和２年２月 20 日付け事務連絡「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について」が示されました。
つきましては、本市内での取扱いは下記のとおりとなりますので、ご確認の上ご対応いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

これまで、本市における在宅利用の取扱いについては、平成 19 年４月２日障障発第 0402001 号厚生労働省障害福祉課長通知「就労移行支援事業、就労継続支援事業（Ａ型、Ｂ型）における留意事項について」（平成 30 年４月１日障障発０４１０第１号一部改正）により対応を行っておりましたが、今般の新型コロナウイルスへの対応等に伴う臨時的取扱いを別添資料（別紙１～３）のとおり定めましたので、ご確認いただきますようよろしくお願いします。

【別添資料】
（別紙１）「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労移行支援事業所や就労継続支援Ａ型・Ｂ型事業所における臨時的な在宅でのサービス提供について」
（別紙２）「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労移行支援事業所や就労継続支援Ａ型・Ｂ型事業所における臨時的な在宅でのサービス提供の届出」
（別紙３）臨時的な在宅でのサービスの支援体制に関する報告書

【担当】さいたま市保健福祉局福祉部障害支援課自立支援給付係
TEL048-829-1305、FAX048-829-1981
e-mail shogai-shien@city.saitama.lg.jp